

**a. 債却方法**

取得価額から残存価額（取得価額の10%相当額）を控除し、これを耐用年数で除して得た額を年間の減価償却費とした（定額法）。なお、取得年度の減価償却費は1年間の償却額の2分の1を計上し、また、耐用年数経過後も取得価額の5%相当額になるまで減価償却費を計上した。

なお、建物及び工作物については取得価額の不明なものがあったため、一部の資産については取得価額ではなく、公有財産台帳に記載された評価額を基に計算している。

**b. 耐用年数**

原則として、「地方公営企業法施行規則」別表第2号（昭和27年総理府令第73号）を参考にした。

**③土地機会費用**

試験研究機関で利用している土地の内、県有資産について支出は発生していないが、他に利用できないという意味での機会費用が発生しているとも考えられる。

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上してある。計算は公有財産台帳に記載された土地評価額に、長期国債利回り（新発10年国債最終出来値の各年度末値）を乗じて得た額を計上した。

**④公債費（支払利息）**

各試験研究機関では最近大規模な設備投資は行っていないため、各試験研究機関の施設建設に当り発生した県債に係る金利は考慮していない。

**⑤県庁管理費**

県庁の産業労働部、農林水産部、健康生活部、県民政策部等の各担当課で各試験研究機関を支援するために発生する人事・経理面の管理費は考慮していない。

**B. 歳入の調整**

各試験研究機関の歳入に計上されず、県庁の主務課で計上されている試験研究に係る委託料収入、助成金収入等があるため、これらを各試験研究機関の収入として計上した。

## IX 第1期中期事業計画（平成13年～17年度）の達成状況並びに指摘された課題の検討

県立試験研究機関については、県の「平成12年度行財政構造改革実施計画」に基づき、平成13年2月に・今後果たすべき役割、・業務重点化の方向、・その為に廃止する事業、・新たに取組む事業、・組織の統合再編の方向等を明らかにした平成13年度から平成17年度までの「県立試験研究機関・中期事業計画」を策定している。

この第1期中期事業計画は、平成17年度で終了していることから、当包括外部監査でこの事業計画の達成状況を検証することとした。

なお、県の産業労働部科学振興課及び各試験研究機関において、第2期中期事業計画（平成18年度～22年度）の策定にあたり、第1期中期事業計画の達成状況を自己評価し、この評価結果から今後の課題等を抽出されている。この資料より、県自身でどのように自己評価をされ、どういう課題等を抽出されているかについて検討したうえ、包括外部監査人としての意見を述べることとする。

そのため、まず、1. 第1期中期事業計画の概要をまとめ、次に2. 県並びに各試験研究機関における第1期事業計画に対する評価と抽出課題等をまとめることとする。

### 1. 第1期中期事業計画の概要

第1期中期事業計画は、次の3章から構成されている。

- (1) 県立試験研究機関の今後の方向
- (2) 各県立試験研究機関の個別計画
- (3) 新たな仕組みの導入

以下、これらの概要を説明する。

(1) 県立試験研究機関の今後の方向（文章末尾の①②等のNo.は下記2. の自己検証結果の参照No.である。）

①今後のあるべき方向は、これまでのように、直接、研究・技術開発を行うだけでなく、むしろ、大学や民間の研究所等の研究成果を地域に結びつけていくコーディネート機能や情報提供を中心とした地域科学技術行政サービス機関としての強化を目指す。

②「取り組み方針」として次の3点を掲げている。

- a. 「研究」については県民等のニーズに直結する技術の実用化を目的とした応用研究・実証試験等に重点的に取り組むとともに、大学等が中心として行うプロジェクト型研究への参画を進める。 ①

b. 「普及指導」については、研究成果の迅速な普及と技術移転のため、大学や他の研究機関と連携しながら、ユーザーに対するコーディネート、情報提供、指導・相談の機能を強化する。 ②

c. 「試験分析」については原則として民間に委せ、外部化を推進する。 ③

③「業務の見直し」として次の3点を掲げている。

a. 研究課題等を見直した結果、99件の研究課題を廃止、新たに103件の研究課題と35件の普及指導事業を当計画に計上した。 ④

b. 人員の見直しは、業務の見直しを踏まえつつ進める。 ⑤

c. 事業費の見直しとして、研究評価システムを導入する中で既存業務の見直しを継続的に実施するとともに、新規業務は緊急性等の見地から精査し、所要の財源の確保に努める。 ⑥

④「組織の統合再編の基本方向」として次の3点を掲げている。

a. 行革推進方策に沿って、組織統合、内部組織の再編、組織の廃止、他機関への移管等を行う。 ⑦

b. 研究マネジメント機能の強化を図り、効率的な業務執行体制を整備する。 ⑧

c. 部局をまたがる研究課題の取り組みのための調整を行う組織を構築する。 ⑨

## (2) 各県立試験研究機関の個別計画

### 1 県立衛生研究所・県立公害研究所

#### ①今後果たすべき役割

- ・県の保健衛生・環境行政を支える科学的、技術的調査研究及び試験検査 ⑩

- ・健康、環境に関する危機管理への対応 ⑪

- ・健康、環境に関する情報の収集・分析及び情報提供 ⑫

#### ②業務の重点化の内容

- ・高度な技術を要する試験検査及びモニタリングの実施 ⑬

- ・県施策の基礎となる調査研究の実施 ⑭

- ・試験検査機能をはじめとする危機管理への対応能力の強化 ⑮

#### ③主な廃止事業

食品一般依頼試験等民間等で実施可能な事業、当初目的を達成した研究課題28件を廃止する。 ⑯

#### ④主な新規事業

新たな事業として研究課題17件、普及指導15件について取組む。 ⑰

## ⑤組織の統合再編

## a. 特徴

- ・環境汚染や健康危機に対して、環境面と人体面から原因の早期特定と影響の迅速な解明を一体的に行うことにより、危機拡大の防止機能の強化を図る。

⑯

- ・健康、環境両面に関する、国内外の研究成果や試験検査手法の情報収集・分析を行うとともに、的確な政策展開の支援や県民等への普及啓発のための情報提供の機能強化を図る。 ⑰

- ・これまで両研究所が蓄積してきた技術、経験、マンパワーを総合的に活用することにより、複雑・多様化する人や環境に係る課題に対して一体的に対応できる能力の強化を図る。 ⑯

## b. 主な内容 ⑯

- ・県立衛生研究所6部と県立公害研究所4部を再編し、人、環境を一体的に取り扱うセンターとして統合する。
- ・企画情報部門を設置する。
- ・県立衛生研究所の「疫学情報部」と「微生物部」を再編する。
- ・「食品薬品部」における試験検査、普及指導機能を強化する。
- ・県立衛生研究所の「環境保健部」「生活環境部」と県立公害研究所の第1~3研究部を再編する。

## 2 県立工業技術センター

## ①今後果たすべき役割の明確化

- ・県内企業や産業界の技術力強化及び新事業展開のための研究開発
- ・技術相談・助言、企業の人材養成等による中小企業の技術支援
- ・研究成果の速やかな普及のための情報提供

## ②業務の重点化の内容の明確化

- ・県内企業等に対する相談・助言、研修、情報提供等の強化 ⑯
- ・企業ニーズが強く、技術移転に結びつく研究開発の推進 ⑯
- ・コーディネート機能の強化 ⑯
- ・大学、財団、民間研究機関等が中心となって行う先端技術に係るプロジェクト型研究への参画 ⑯

## ③主な廃止事業

民間等で実施可能な依頼試験196件を外部化し廃止するほか研究課題6件を廃止する。 ⑯

**④主な新規事業**

新たに研究課題5件、普及指導7件について取り組む。 ②5

**⑤組織の統合再編****a. 特徴**

- ・研究の評価、進行管理、調整等の研究マネジメント機能及び産学官のコーディネーター機能を担う専任部門を設置する。 ②6
- ・技術の複合化、融合化が進む新製品・新技術開発に対応した開発支援を行うため、材料に係る技術分野を一本化するとともに、各技術分野毎に実施している研究を集約し、一貫したものづくり支援体制を整備する。 ②7
- ・3指導所の各地場産業に対する技術支援機能への重点化を明確にする。 ②8

**b. 主な内容**

- ・「企画情報部」を再編し、産学官のコーディネート、研究の評価、進行管理等の研究マネジメント機能を強化するとともに、技術相談・助言、情報提供、人材養成など技術支援の充実を図る。
- ・「開発部」、「無機材料部」及び「有機材料部」を再編し、「開発部」（バイオ等）、「無機材料部」（セラミックス等）、「有機材料部」（高分子等）等の各部門の材料の分析、評価に関わる業務を一元化する。
- ・「電子部」、「生産技術部」、「産業デザインセンター」等を再編し、各部門で個別に実施している開発研究業務を集約し、一貫したものづくりの開発支援体制を整備する。
- ・機械金属・繊維・皮革の3指導所の業務を、対象業界の状況を踏まえながら、技術相談・助言など各地場産業に対する技術支援に重点化し、改称を行う。

**3 農林水産関係 6 試験研究機関****①今後果たすべき役割**

農林水産関係 6 試験研究機関統合後、農林水産分野に関する総合的な技術支援機関として、生産者や消費者のニーズに直結した技術開発と実証試験の実施、研究成果等技術情報の迅速、的確な提供を行う。 ②9

各センター別には次のとおりである。

研究機関名	今後果たすべき役割
中央農業技術センター	県下全域を対象とした農業に関する技術開発、実証試験、技術指導、情報提供及び農林水産関係の試験研究の総合調整
北部農業技術センター	但馬・丹波地域に適応した特定作目に関する農業技術の実用化のための技術開発、実証試験、技術指導、但馬牛の改良拠点、農畜産物の利用技術の高度化のための技術支援
淡路農業技術センター	淡路地域に適応した園芸作物の農業技術の実用化のための技術開発、実証試験、技術指導、乳用牛の改良拠点
森林・林業技術センター	林業技術の開発、実証試験、木材利用技術の実用化試験、技術指導
水産試験場	県下の漁業に密着した技術開発、実証試験、技術指導
但馬水産事務所試験研究室	但馬の地域特性に適応した水産技術の開発、実証試験、技術指導、水産物の加工利用技術の高度化のための技術支援

## ②業務の重点化の内容

研究機関名	業務の重点化の内容
中央農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者・消費者ニーズに直結した農畜産物に関する技術開発 ⑩</li> <li>・国土保全、景観形成等の多面的機能の維持、高度化など新たな課題に対応した技術開発 ⑪</li> <li>・多様な担い手育成、経営基盤強化支援のための技術開発と指導強化 ⑫</li> </ul>
北部農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・但馬・丹波地域に適応した特定作目の農作物栽培に関する技術開発、実証試験 ⑬</li> <li>・但馬牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発 ⑭</li> <li>・農畜産物の食品加工・流通技術の開発、技術指導 ⑮</li> </ul>
淡路農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淡路の地域特性を活かした園芸作物の栽培に関する技術開発、実証試験 ⑯</li> <li>・乳用牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発 ⑰</li> </ul>
森林・林業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林が有する多面的機能の維持、高度化のための技術開発、実証試験 ⑱</li> <li>・森林被害防除に関する実証試験 ⑲</li> <li>・県産木材の消費拡大と産業活性化のための利用技術の実用化試験、技術指導 ⑳</li> </ul>
水産試験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源管理型漁業推進のための漁場環境・資源の把握と漁業者等への技術指導、情報提供 ㉑</li> <li>・地域漁業に密着した技術開発、技術指導 ㉒</li> <li>・水圏環境保全等に関する総合的、横断的共同研究の実施 ㉓</li> </ul>
但馬水産事務所試験研究室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海海域の漁場環境、海洋資源の把握と漁場整備技術の開発 ㉔</li> <li>・水産加工利用技術の開発、技術指導、情報提供 ㉕</li> <li>・日本海固有冷水（深層水）の利用に関する総合的、横断的研究の実施 ㉖</li> </ul>

③主な廃止事業

既存業務を見直した結果6試験研究機関で、当初目的を達成した研究課題等65件を廃止する。 ④⑦

④主な新規事業

6試験研究機関で新たな業務として研究課題66件、普及指導11件について取り組む。 ④⑧

⑤組織の統合再編

a. 特徴

- ・試験研究の総合調整、研究の評価・進行管理、プロジェクト研究の企画調整など研究マネジメント機能を強化する。 ④⑨
- ・県民ニーズの的確な把握、成果を迅速かつ的確に普及するため、研究と普及活動が相互に連携した総合技術情報サービス機能の強化を図る。 ⑤⑩
- ・全県的、横断的な課題に係る研究機能を集約するとともに、産地特性等を考慮した機動的な研究体制を整備する。 ⑤⑪

b. 主な内容 ⑫

- ・6試験研究機関を農林水産に関する総合的な技術センターとして統合する（全県横断的な業務を集約し、産地特性等を考慮した機動的な研究体制を整備するため）
- ・企画調整部門を充実する（研究マネジメント機能を強化するため）
- ・農林水産関係の環境関連研究業務を統合する（農林水産分野の環境関連研究部門を一元化し、総合的に推進するため）
- ・「北部農業技術センター」及び「淡路農業技術センター」を産地特性等を考慮した技術開発・実証試験部門として再編する（但馬牛の改良部門と乳用牛の改良部門として再編するため）
- ・但馬牛に関する業務分担の見直しをする（中央農業技術センターと北部農業技術センターで実施している種雄牛の飼養、精液供給等の業務分担を見直しするため）
- ・普及指導業務の一元的対応を図る（横断的、効率的な普及指導を展開するため）
- ・6試験研究機関の庶務、経理業務を集約化する（効率的な運用を行うため）
- ・機動的、弾力的な組織体制の導入（業務を柔軟かつ計画的に実施するため）

4 医療系3試験研究機関

①県立東洋医学研究所

東洋医学の研究領域は極めて広く、現行の研究体制では十分な成果が期待できないことから、今後、現研究所は廃止し、「伝統医学センター」（仮称）への移行を検討する。

②県立成人病臨床研究所

成人病の研究対象分野は広範囲にわたっており、現行の研究体制では十分な成果が期待できないことから、現研究所は廃止し、県立成人病センターに「研究部」として再編する。

③県立高齢者脳機能研究センター

最先端の研究水準の維持は困難なことから、現研究所を廃止し、他機関への統合を検討する。

5 県立生活科学研究所

①今後果たすべき役割

- ・生活の科学化や消費者の保護のための試験研究
- ・住民や消費者団体等とのネットワークによる情報の収集・提供・啓蒙

②業務の重点化の内容

- ・生活の安全・安心を高める試験研究の推進 ⑤③
- ・県民生活に密着した課題に関する情報の収集・提供 ⑤④
- ・研究所施設等の県民への開放 ⑤⑤

③主な新規事業

新たな業務として研究課題3件、普及指導1件について取り組む。 ⑤⑥

6 県立福祉のまちづくり工学研究所

①今後果たすべき役割

- ・高齢者や障害者を含むすべての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの研究拠点
- ・福祉用具等の実用化に向けた研究開発、普及、相談、情報提供

②業務の重点化の内容

- ・すべての人にやさしいまちづくりの推進のための生活空間に関する研究 ⑤⑦
- ・企業、大学等の研究機関との交流の推進 ⑤⑧
- ・福祉現場の今日的課題についての工学的視点からの研究開発 ⑤⑨

③主な新規事業

- ・新たな業務として、研究課題12件、普及指導1件について取り組む。 ⑤⑩

(3)新たな仕組みの導入

具体的な取り組みとして次の4点を掲げている。

①総合的マネジメント体制の確立

- ②人材の育成、活性化
- ③普及指導体制の充実
- ④外部資源の積極的活用

上記の各項目の具体的な内容は次のようなものである。

#### ①総合的マネジメント体制の確立の内容

- ・「兵庫県科学技術会議評価委員会」を外部評価の実施機関として位置づけ、全庁的な研究課題や業務について評価を行う。 ⑥1
- ・試験研究や普及指導等の業務につき、事前・中間・事後の各段階における継続的、定期的評価を行うと共に試験研究機関の運営全般を対象とした機関評価を行う仕組みを構築する。 ⑥2
- ・外部の専門家や有識者による外部評価を導入するとともに評価結果の公表を行う。 ⑥3
- ・試験研究機関の研究マネジメント部門を設置・充実する。 ⑥4
- ・柔軟な研究予算制度の導入を検討する。 ⑥5
- ・国・関係機関等の外部資金の積極的導入を図る。 ⑥6
- ・地域の研究資源の効率的活用の観点から、大学・国・民間との連携・協力の下にプロジェクト型研究への参画など新しい研究システムを導入する。 ⑥7
- ・研究を柔軟かつ計画的に実施するため、機動的、弾力的な組織体制等の導入を検討する。 ⑥8
- ・研究を総括する責任者や個別研究課題の執行責任者の明確化を図る。 ⑥9

#### ②人材の育成、活性化の内容

- ・職員研修を充実し、研究員のマネジメント能力、コーディネート能力等の向上を図る。 ⑦0
- ・他の行政、研究機関等との人事交流の活発化を図るとともに、研究員が一定期間様々な経験を積むことができるキャリアパスの仕組みを検討する。 ⑦1
- ・外部研究員の活用、任期付研究員制度の導入、研究成果を普及・活用するために民間企業の業務に従事できる仕組みなど柔軟な採用・人事管理制度の整備を検討する。 ⑦2
- ・研究員の業務経験等に応じた評価を行う。 ⑦3

#### ③普及指導体制の充実の内容

県民や業界に対する技術相談、普及活動の充実を図り、技術移転を通じて、産業育成や地域振興、県民福祉の向上を図る。このため積極的に研究成果の提供、公表を進める。

⑦4

④外部資源の積極的活用の内容

- ・公民の役割分担の視点に立って、試験分析業務は原則として外部化する。 ⑦4
- ・研究成果の商品化や企業化など実用化を促進する業務においては、専門機関の活用を図る。 ⑦5
- ・国立試験研究機関等の独立行政法人化の動向を踏まえ、知的資産を活用した機動的、自律的な業務運営手法の導入や試験研究業務の財団等への移管等により、効率的な業務執行を推進するエージェンシー化の導入可能性について研究を行う。 ⑦6

## 2. 県並びに各試験研究機関における第1期中期事業計画に対する評価と抽出課題等

(下記表内では工業技術センターを(工技C)、農林水産技術総合センターを(農技C)、健康環境科学研究所センターを(健環研)、生活科学研究所を(生科研)、福祉のまちづくり工学研究所を(まち工研)と略称している。)

参照No.	自己検証結果	課題等
①	<p>(県立試験研究機関の今後の方向)  「県民等のニーズに直結する技術の実用化を目的とした応用研究・実証試験等に重点的に取り組む」について  各試験研究機関で重点化に沿った事業を進めており、概ね重点化に沿った研究を実施している。  計画に計上した新規研究課題103件中87件は終了、又は実施中、7件は他の課題と統合して実施、9件は実施しなかった。  また、県民等のニーズを研究に十分反映するために、(健環研)では企画情報部、(工技C)では技術企画部、技術支援部、(農技C)では企画調整プロジェクト担当部長、普及担当部長を設置し、企画調整部門を再編強化した。  また、(工技C)では、技術相談・指導を通じたユーザーニーズの把握、(農技C)ではユーザー参画のもとに課題設定を行う試験研究推進会議を設置した。</p>	<p>中期計画策定時に評価・選定した5年間の新規研究課題は、その2割がその後の環境変化で統合実施など変更して実施している。  ・次期中期計画の策定にあたり、環境変化を踏まえた業務の基本方向に沿って、5年間の主な新規研究課題を選定する。その上で、実際の研究実施にあたっては、評価システムに基づき、毎年度評価を行い、時代潮流、ユーザーニーズ、行政からの要請に対応した、柔軟かつ効果的な研究を行う。  ・ユーザーからくみ上げたニーズのワローブ体制やワードパック体制が不十分である。ユーザーからの情報を共有し研究課題に結びつける工夫やユーザーを試験研究に参加させるような工夫が必要。</p>
②	<p>「ユーザーに対するコーディネート、情報提供、指導、相談の機能強化」について  例えば次のように取組んだ。  (工技C)では、平成13年度以降新たな取組みとして移動工業技術センターの実施。  企業ニーズ把握・集約会議の開催、支援ネットひょうごへの参画、外部専門家との研究マッチメント・コーディネート会議の開催等行っている。  (農技C)では、本所に普及担当部長を設置し、専門技術員や普及センターと一緒にになって、効果的な普及指導に取組んでいる。  (健環研)では、企画情報部を設置し、他府県研究機関との連携強化を計ったほか、県下保健所政令市(神戸・尼崎・姫路・西宮)との連携を強化している。</p>	<p>(工技C)  限られた人員、予算のため、移動工業技術センターや集中企業訪問など県下全域で実施するに至っていない。  (農技C)  速やかな技術移転のためには、研究開始時からユーザーや行政と一体となった取組みが必要であるが、課題によっては十分でない。  (健環研)  一般県民に対する普及活動が不十分である。情報交換機会の充実、県民局との連携による地域での活動の充実が必要。</p>

(3)	<p>「試験分析」については原則として民間に委せ、外部化を推進する」について 見直しにより外部化すべきとされた試験分析212事業のうち、207事業は計画どおり外部化のため廃止した。 残りの5事業は、(工技C)で、地域産業振興の観点から、県の機関による試験分析を強く地元業界から要望されたため、対象を限定して事業を継続している。</p>	<p>(工技C) 依頼試験の減少により企業との意見交換の場が減少している。意見交換の場を積極的に求めることが必要。 (健環C) 環境部門における(健環研)と(財)ひょうご環境創造協会、民間企業3者の役割分担を明確化することが必要。なお、法定検査においても、指定検査機関による対応が可能な場合が増えつつあり、本当に県の機関で試験分析すべきか検討が必要。</p>
(4)	<p>「研究課題等の見直し」について 研究課題99件の廃止目標に対しては98件廃止した。 研究課題103件の新規実施目標に対し75課題は当初計画通り実施、10課題は5課題に統合して実施し、2課題は逆に4課題に分割して実施した。7課題は新たな課題に吸収して実施、9課題は実施しなかった。計画された普及指導事業35件は全て実施された。</p>	<p>中期計画策定時に選定した5年間の新規研究課題はその2割がその後の環境変化で、計画通り実施されていない。その後のニーズ等環境変化に対応して、柔軟かつ効果的な研究を行うことが必要。</p>
(5)	<p>「人員の見直しは業務の見直しを踏まえつつ進める」について 行財政構造改革で人員見直しの主な対象機関であった(健環研、工技C、農技C)の3機関の研究員数は、平成11年度315名に対して、平成17年度4月現在233名(再任用5名 任期付1名を除く)であり、削減率26%である。</p>	<p>退職者がでても補充されない結果、多くの機関で研究者の年齢構成が高年齢に偏っている。組織活性化のためにも、技術、知識、経験を機関として蓄積、伝承し、技術相談・指導への対応能力確保のためには、部門毎の適正な年齢構成が必要。</p>
(6)	<p>「事業費を見直し、所要の財政の確保に努める」について 行財政構造改革推進方策に記載されている平成20年度までの効果目標額1,352百万円(健環研、工技C、農技C)(一般財務ベース)に対し、平成12年~17年度の効果額889百万円で平成18年~20年度の効果予想額879百万円と試算し、このまま事業費を抑えれば1,768百万の削減効果がある。</p>	<p>災害など緊急的な課題への対応や年度途中でのプロジェクト研究への対応、年度中途から発生する企業等との共同研究などへの柔軟な対応が困難になっている。 今後、柔軟な予算制度の導入を検討することが必要。</p>
(7)	<p>「組織の統廃・再編」について (健環研) 衛生研究所と公害研究所を統合し、(健環研)を設置し、統合前の10部を統合後7部体制とした。 (工技C) 所内体制を全面的に再編し、8部門を5部門に再編した。 (農技C) 農林水産6機関を統合し、総合的な技術支援</p>	<p>(健環研) 総合効果を一層高めることが必要。 管理機能の円滑化、水質環境部・大気環境部の分散配置による非効率の解消が必要。 (工技C) 若手研究員の不足、情報・ナレッジ分野の人材不足など人材確保が必要。 (農技C) 但馬牛に関する本所と北部センターとの業務分担が完全には進んでいない。見直しが必要。</p>

	<p>の中核機関として、(農技 C)とした。管理業務を本所に集約したほか、担当部長制を導入し、農林水産分野の横断的なニーズに対応できる体制にした。</p> <p>(医療系 3 試験研究機関)</p> <p>成人病臨床研究所及び高齢者脳機能研究センターを廃止し、関係する臨床研究・治療は引き続き成人病センター及び姫路循環器病センターで実施している。県立東洋医学研究所は未だ残っている。</p>	<p>知的財産の創出・活用体制の整備が必要。</p> <p>隔地事務所(支所)との連携強化が必要。</p> <p>(県立東洋医学研究所)</p> <p>「伝統医学センター(仮称)」の設立時に移行予定。</p>
⑧	<p>「研究マネジメント機能の強化」について 各試験研究機関とも企画調整部門を設置又は充実した。</p> <p>(工技 C)技術企画部の設置</p> <p>(農技 C)部長(企画調整・プロジェクト担当)の設置</p> <p>(健環研)企画情報部の設置</p>	<p>マネジメント機能に対する予算面の裏付けがない。 所長裁量的な予算の確保が必要。</p> <p>特許等知的財産に関する知識向上、研修の実施が必要。</p> <p>ユーザーニーズのフィードバックを可能にする体制整備が必要。</p>
⑨	<p>「部局をまたがる研究課題を調整する組織構築」について 部局をまたがる研究課題を取組むための調整を行う組織は構築した。しかしながら、部局横断プロジェクトとなる研究課題の実施は少ない。</p>	<p>部局横断プロジェクトの研究実施にあたっては、複数年度の予算確保や年度をまたいだ予算執行が可能な制度・仕組みの導入が必要。</p>
⑩	<p>(衛生研究所・公害研究所) 「県の施策を支える科学的・技術的調査研究及び試験検査に重点を置いて取組む」について 例えば、疫学調査、感染症、食の安全・安心、花粉症対策、水道水の安全性確保、ダ才ヤシ類・PCB 等有害化学物質対策、瀬戸内海の環境浄化、自動車公害対策、地球温暖化防止対策等に取組み、県の施策に有効に反映されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正等に適切に対応するため公定法が定まっていない高度な試験分析法の開発を行うことが必要。</li> <li>不測の健康・環境危機の発生に対し、分析手法の開発等対応能力の充実を図ることが必要。</li> <li>県民の安全・安心に寄与するために各種調査・研究に取組むことが必要。</li> </ul>
⑪	<p>「試験検査機能をはじめとする危機管理への対応能力の強化」について 例えば、篠山川への有害化学物質の流出事故対応、SARS 発生時対応、鳥インフルエンザ対応、硫酸ピッヂ等廃棄物不法投棄への対応等に取組んだほか、新興・再興感染症の情報収集、分析を行い、危機管理への対応能力を強化した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不測の健康・環境危機に適切に対応出来るよう化学的情報の収集、データ分析、新たな試験分析法の開発に取組むとともに危機管理対応訓練を実施することにより、(健環研)各部の連携強化や本庁、健康福祉事務所、県民局環境課等関係機関との役割分担や連絡調整の再検討を行うことが必要。</li> <li>県民の安全・安心に関わる情報を積極的に収集、分析し、県民向けに分かりやすく情報発信することが必要。</li> </ul>
⑫	<p>「健康、環境に関する情報収集、分析及び情報提供」について 例えば、他の府県の衛生研究所と合同で健康</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな課題に対する行政へのサポート体制の充実が必要</li> <li>県民に対して積極的に分かりやすく情報発</li> </ul>

	危機事例のデータベース化の実施。行政施策への科学的、技術的根拠の提供。県・市の検査担当者等に対する技術研修、情報提供。県民に対する花粉情報とか感染症発生動向等の情報提供等行っている。	信する工夫が必要。 ・より有益な情報交換・収集のために積極的、自発的に業務を推進することが必要。
⑯	「高度な技術を要する試験検査及びモニタリングの実施」について 例えば、感染症法に基づく試験分析、食品衛生法に基づく試験分析、ダイオキシン類等有害化学物質の試験分析など高度な技術を要する試験検査及びモニタリングを実施している。	・(健環研)と民間の試験分析機能の役割分担の明確化が必要。 ・厳しい財政状況の中、機器の更新時期一齊到来、新たな行政需要に応じた高度な機器の導入の必要性等への対応につき検討が必要。
⑰	「主な廃止事業」について 当初計画した研究課題28件のうち27件廃止した。1件(花粉症の実態把握に関する研究)は、計画時に代替機関と考えられていた機関が解散したため、廃止せず継続している。	—
⑯	「主な新規事業」について 新たに計画した研究課題17件は15件計画どおり実施し、2件は統合し、1件として実施している。 また、新たに計画した普及指導15件は計画どおり実施している。	—
⑯	「組織統合再編による健康・環境に係る危機管理支援機能の強化」について 例えば、次のように危機管理支援機能を強化した。 ・両研究所に分散していた業務企画・調整などのマネジメント機能や情報提供業務を集約化により効率化した。 ・感染症情報センターを感染部に統合し、病原体検査と患者・病原体情報の収集・解析・提供を一体的に実施している。	兵庫と須磨に庁舎が分かれていることから、より効率的な運営に向けて業務上での連携、連絡等についての工夫等が必要。
⑯	「組織統合再編による情報提供機能の強化」について 例えば、危機管理対応窓口を企画情報部に一体化し、各部の対応策調整を実施した。 ・当センター情報共有システムを設置し、危機管理情報、研究業務関連情報を共有化した。	危機発生時に発信した情報が県民にスムーズに受け入れられるために、日頃から、県民向けに分かりやすく情報発信し、信頼を得ておくことが必要。
⑯	「組織統合再編による課題への一体的対応能力の強化」について 例えば、次のように、両研究所が蓄積してきた技術、経験を総合することにより複雑多様化する課題に対し、一体的対応ができた。 ・情報センターの患者情報と病原体検査に伴う情報が共有でき、より詳細で迅速な疾病の発	他の研究機関との交流や行政機関等との交流を積極的に行うことにより、未知の健康環境危機、新たな研究分野や新たな行政ニーズへの適切な対応などマネジメント機能のより一層の強化が必要。

	<p>生状況が探知できるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品薬品部」に「環境保健部」の業務を付加した「健康科学部」を設けることにより、衣・食・住を総合的にサポートできる体制になった。</li> <li>・分析機器を効果的に利用することにより、毒劇物等の事故等について広範囲の対応が可能になった。</li> </ul>	
⑯	<p>「組織統合再編の具体的措置」について</p> <p>衛生研究所と公害研究所は平成14年4月1日に統合し、「健康環境科学研究センター」となった。また「企画情報部」を設置し、衛生研究所の「疫学情報部」と「微生物部」と統合し、「感染部」とした。衛生研究所の「環境保健部」「生活環境部」と公害研究所の第1~3研究部は「安全科学部」「水質環境部」「大気環境部」に再編した。</p>	-
⑰	<p>(工技C)</p> <p>「県内企業等に対する相談・助言、研修、情報提供等の強化」について</p> <p>例えば相談・助言、研修については、次のように施策を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口「ハローテクノ」を活発化させ年間9,313件の技術相談・指導に対応している。</li> <li>・企業ニーズ把握・集約会議を年4~6回開催している。</li> <li>・地域集中企業訪問や移動工業技術センターの拡充を図った。</li> <li>・機器の一般開放と企業自らの機器利用能力向上するための研修会を積極的に開催した。</li> </ul> <p>また、情報提供については、次のような施策を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果発信のためのイベント(ひょうご技術交流大会、ひょうごテクノピア(工技C)成果発表会等)を効果的に推進している。</li> <li>・定期刊行物(Hint to Hint、製品化事例集等)を充実させたほか、ホームページによる情報発信を積極的に実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内製造業事業所の39%が(工技C)を何らかの形で利用しているが、残り6割に対する利用促進のための取組み強化が必要。</li> <li>・相談情報の効果的活用により、更なるユーザースの的確な把握が必要。</li> <li>・団塊世代の大幅な退職に伴う後継者への技術伝承対策への取組みが必要。</li> <li>・先端的な高度基盤技術機器や試作・加工機器の充実が必要。</li> <li>・ITを活用した情報提供機能の充実と刊行物の見直しにより、電子媒体での対応可能なものへの切替えが必要。</li> <li>・県民に分かりやすい定期刊行物や出版物による多彩な情報発信の強化が必要。</li> </ul>
⑱	<p>「企業ニーズが強く、かつ技術移転に結びつく研究開発を推進」について</p> <p>例えば、次のような取組み方をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(工技C)の研究は、その成果の実用化と技術移転を目指して推進されており、企業ニーズの集約や将来の新産業創出を考えた戦略的な技術開発、研究課題を設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業ニーズの多様化、高度化への対応として、製品化に繋がる研究開発の重視とスピードアップ、技術シーズの中小企業への迅速な移転、中小企業に対する高度機器の開放利用の促進、クレーム処理等の応急的な相談機能の充実等が必要。</li> <li>・技術移転や製品化事例に具体的に結びつけていくために特定の元気企業への重点的、</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(工技 C)における技術ニーズの具体化、実用化のアピールは経常研究→技術改善研究→兵庫県ピジネスインキュベーション事業(NIRO)→兵庫県 COE プログラム→国の地域コソーシアム事業等という展開を目指し、体系的、集中的な取り組みを戦略的、効果的に実施している。</li> <li>・大企業、大学等ではできない地域産業・地場産業の高度化のための課題についても国庫補助事業等を活用して地域の企業との緊密な連携の下に取り組んでいる。</li> </ul>	<p>反復的な技術支援の実践が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動基盤の充実、即ち研究開発の基礎となる建物・研究機器の老朽化への対応や退職者の補充や外部人材の導入による人材の確保が必要。</li> <li>・大学や(財)新産業創造研究機構(NIRO)、(財)ひょうご産業活性化センター、県下の商工団体との多角的な連携の強化とネットワークの構築が必要。</li> </ul>
㉚	<p>「コーディネート機能の強化」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R&amp;D スパイクアップ・システム(成果指向型の技術支援を総合的・体系的に行い、研究プロジェクトの具体化を図るために、(工技 C)独自の取り組みシステム)を推進している。</li> <li>・技術コーディネートのための枠組み(有望課題の製品開発の具体化・迅速化のための総合的な支援策の推進、技術相談員による地域の技術ニーズの発掘、支援ネットひょうごへの参画)は概ね整備した。</li> <li>・(工技 C)と大学や NIRO 等支援機関との連携は近年急速に推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や企業との共同プロジェクトの展開等はまだ不十分である。コーディネート機能の一層の強化が必要。</li> <li>・県下地域の技術ニーズ やシーズ を汲み上げていく機能の確保が必要。</li> <li>・兵庫ものづくり支援センターの今後の展開に向け、関係機関の団体、大学と一体となった運営が必要。</li> </ul>
㉛	<p>「プロジェクト型研究への参画」について</p> <p>プロジェクト型研究への参画は例えば次のとく取組んではきている。</p> <p>兵庫県 COE プログラムに平成 16 年度 4 課題、地域新生コソーシアム研究開発事業(近畿経済産業局委託事業)に平成 16 年度 2 課題、戦略的基盤技術力強化事業(中小企業基盤整備機構委託事業)には平成 16 年度 1 課題、中小企業支援型研究開発制度(産業技術総合研究所委託事業)に平成 16 年度 1 課題。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指向型の技術支援を総合的・体系的に行い研究プロジェクトの具体化を図るために(工技 C)独自の取り組みとして「R&amp;D スパイクアップ・システム」による研究開発支援体制を探っているが、具体化の最終局面までフォローしていくという取り組みの戦略的な詰めと成果実例の具体化が必要。</li> <li>・外部資金獲得に向けて、効果的な産学官プロジェクト研究体制を構築するための仕掛け機能が必要。</li> <li>・(工技 C)が研究リーダーとしての産学官のコーディネートの中心的役割を果していく場合には、(工技 C)自らが支援施策の資金的受け皿となり得るような制度の整備、運用改善が必要。</li> </ul>
㉜	<p>「主な廃止事業」について</p> <p>民間等で可能な依頼試験 196 件を外部化し廃止する計画に対し、191 件を外部化し 5 事業は地場産業からの強い要望により継続している。また、研究課題 6 件は計画通り廃止している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼試験は、企業と研究員との意見交換を通じて、製品クリーム解決手法や新製品開発の契機なる場でもあり、企業との意見交換の場が減少している。これに代る意見交換の場を確保することが必要。</li> </ul>
㉝	<p>「主な新規事業」について</p> <p>新たに研究課題 5 件、普及指導 7 件に取り組む計画については、いずれも計画通り取り組んでいる。</p>	—

	<p>⑯ 「研究マネジメント・コーディネート機能を担う専任部門の設置」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「企画情報部」を「技術企画部」と「技術支援部」に再編強化した。この結果、「技術企画部」の新設により研究課題の内部評価システムの定着、研究マネジメント・コーディネート会議(R&amp;Dスパイクアップ・システム)等を通じた的確な課題の設定と戦略的検討により外部資金の獲得が図られている。</li> <li>また、知的財産の創出と効果的な管理活用等についても、その効果が現れている。</li> <li>さらに産学官連携への取組みも推進されている。</li> <li>「技術支援部」の新設により、移動工業技術センター、地域集中企業訪問、企業ニーズ把握・集約会議の開催等のイベントを活発に開催し、地域への情報発信、PR機能の向上が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究マネジメント・コーディネート機能の一層の強化を図るため、多彩な人材の一層の投入と外部人材の活用が必要。特に知的財産の管理と活用への専門的知識を有する職員や外部人材の投入が必要。</li> <li>成果指向的な支援業務の展開と包括的な産学官連携を効果的に推進するため、対内的マネジメントを担う「技術企画部」と対外的な推進調整を担う「技術支援部」の一層の連携と情報共有が必要。</li> </ul>
	<p>⑰ 「一貫したものづくり支援体制の整備」について</p> <p>「開発部」「無機材料部」及び「有機材料部」のうち、技術部分を「材料技術部」に集約し、技術の分析・評価に関わる業務を一元化した。有機及び無機の材料分野が一体化されたことで、部長が一人になり指揮命令系統が統一でき、材料系各研究員の意志の疎通が図れるようになった。</p> <p>「電子部」「生産技術部」「産業デザインセンター」を「ものづくり開発部」に再編統合した。この一体化による開発成功例が複数存在し、特にデザイン部門と生産技術部門の連携に関して再編の効果は顕著である。</p>	<p>公設試験研究機関としてものづくりに必要な基礎的技術分野の高度化と継承を長期的に行うため、正規研究員の計画的補充と材料分野から生産技術までの一貫した研究開発体制の維持・強化が必要。</p>
	<p>⑱ 「3指導所の技術支援機能の明確化」について</p> <p>機械金属・繊維・皮革の3指導所を各地場産業に対する技術支援業務に重点化し、改称した。この結果、各々地場産業の状況に応じた技術支援活動や新製品開発に向けた特徴的な共同研究に取組んでいる。</p>	<p>各支援センターは、単独機関として、これ以上人員削減が困難になっている。特に繊維、皮革など専門的、現場・臨床的な技術ニーズへの幅広い対応等について、業界の求めるレベルを維持することが次第に困難になってきており、(工技C)として対応できる分野、局面の再構築と必要に応じ試験分析業務への企業OB人材等の投入等も併せて検討することが必要。</p>

(24)	(農林水産関係6試験研究機関)	<p>「農林水産分野に関する総合的な技術支援機関として研究成果等技術情報の迅速、的確な提供を行う」について 従来の生産者ニーズを中心としたニーズ把握に加え消費者ニーズ把握等のため、要望聴取範囲の拡大等に努めると共に各種発表会を精力的に開催し、一般県民にもわかりやすい平易なことばによる「特選集」を発行するなど、県民の側に立って成果普及のための情報発信に努めている。</p>
(25)		
(30)	<p>「生産者・消費者ニーズに直結した農畜産物に関する技術開発」について ユーバー参画の「要望提案問題検討会」を開催し、その結果を整理したうえで、次年度研究課題を決定しており、県民ニーズに応える新品種の育成、高品質な農産物の生産に役立つ技術開発、食の安全・安心を支える技術開発を行っている。</p>	<p>社会環境の変化に伴う多様なニーズが毎年多数発生しており、それに迅速に対応するため、ニーズ把握システムの改善等を実施したが、さらなる技術移転のスピードアップが必要であり、行政・普及・研究が連携し、明確な役割分担を行い課題解決につなげることが必要。</p>
(31)	<p>「国土保全・景観形成等の多面的機能の維持・高度化など新たな課題に対応した技術開発」について 例えば、ゴルフ場等芝の減農薬管理技術の開発、吹き付け緑化技術の開発などの研究成果を社会還元してきた。</p>	<p>環境保全のため廃棄物を有効利用する循環型社会構築に関する技術や、地球温暖化により影響を受けている農作物に対応する技術開発が必要。</p>
(32)	<p>「多様な担い手育成、経営基盤強化支援のための技術開発と指導強化」について 例えば、農地の情報の電子化、キャベツ栽培の機械化、仔牛の高設栽培システムなど生産者の経営基盤を強化するために低コスト、省力生産など生産性向上に向けた技術開発を行い、成果を還元してきた。</p>	<p>生産現場からは、既存の研究成果と新たな研究成果を組合せ、経営として一貫した技術体系の実証試験の実施の要望が強く、それに基づく実施体制等の整備が必要。 また、担い手の高齢化の更なる進行や定年帰農者等新たな担い手に対応した省力栽培技術等の技術開発が必要。</p>
(33)	<p>「但馬・丹波地域に適応した特定作目の農作物栽培に関する技術開発、実証試験」について 例えば、大粒でお菓子に向く小豆の開発、ピーマンの白絹病対策、ナシの高品質・省力・多収技術など、地域ニーズに応える新品種の育成、高品質な農産物の生産技術の開発、低コスト・省力生産などの技術開発を行い、研究成果を還</p>	<p>シヒガ、黒大豆、ヤマハモ等に代表される但馬・丹波地域の特定作目は激しい産地間競争にさらされており、より迅速な技術移転を行うため、産地を巻き込んだ形での実証試験の積極的な実施が必要。</p>

	元してきた。	
④	「但馬牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発」について 但馬牛の改良を行い、過去最高クラスの肉質・増体性を持つスーパー種雄牛を造成し、その精液を県内配布している。また、低コスト・省力生産など生産性の向上に係る但馬牛の飼養管理技術の開発を行い、成果を還元してきた。	産地間競争が激化する中で、但馬牛のブランドを維持するためのさらなる肉質・増体性の向上につながる改良や低コスト飼養管理技術等の開発が必要。
⑤	「農畜産物の食品加工・流通技術の開発技術指導」について 例えば、米タバク質の迅速測定技術、丹波黒大豆「マダラ」のおいしさを届ける技術、丹波黒大豆規格外品を利用したペーストの開発など食品加工、流通技術の開発を行い、成果を還元してきた。	食の安全、安心に加え、健康にも配慮した農産物加工品に関する技術開発の要望が強まっており、機能性成分等新たな研究領域にも積極的な対応が必要。
⑥	「淡路の地域特性を活かした園芸作物の栽培に関する技術支援、実証試験」について 気象災害に強いレタス苗の生産技術など高品質な農産物の生産に役立つ技術開発や、ヒメイグリウによる緑化技術など環境保全の向上に役立つ技術開発を行い、研究成果を還元してきた。	レタス、タマネギ、カーネーション等に代表される淡路園芸作物は、激しい全国の産地間競争にさらされており、より迅速な技術移転を図るために、産地を巻き込んだ形での実証試験を積極的に実施することが必要。
⑦	「乳用牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発」について 乳用牛の改良拠点として、乳用牛の改良を行い、過去最高クラスの生産性の高い優良乳用雌牛を育成、増産し、淡路島の乳用牛改良に寄与している。また、低コスト、省力生産など生産性の向上に係る効率的な飼養管理技術の開発を行い、研究成果を還元してきた。	BSE(牛海綿状脳症)の発生等による食の安全・安心に対する県民ニーズの高まりや全国での乳量、乳質改善に向けた改良が進展しており、産地間競争に打ち勝つため、より安全・安心な牛乳生産のための技術開発が必要。
⑧	「森林が有する多面的機能の維持、高度化のための技術開発、実証試験」について 森林が有する多面的機能の維持、高度化を図るために、安価で効率的な間伐方法(列状間伐)や兵庫県独自のおいしそうの新品種の育成、環境保全や資源保護に役立つ技術を行い、研究成果を還元してきた。	台風等自然災害に強い新たな森づくりに関する技術開発が必要。
⑨	「森林被害防除に関する実証試験」について 森林被害防除を図るため、松くい虫に強いアカツの新品種の育成やシナノの生育密度の測定法の開発とシナノ被害防除技術の開発を行い、研究成果を還元してきた。	これまでの森林被害防除技術を合わせて、動物との共生の森づくりの観点からの技術開発も必要。
⑩	「県産木材の消費拡大と産業活性化のための利用技術の実用化試験、技術指導」について	県産木材の供給可能量に比べれば、企業の需要量はまだ低く、県産木材利用促進に向けた

	県産材のエンジニアードウッド化など県産木材の利用促進技術の開発を行い、研究成果を還元してきた。また、企業との共同研究を積極的に実施し、製品化への期間短縮を図り、県産木材の需要拡大につなげた。	更なる技術開発が必要。そのためには産学官連携の共同研究を一層推進することが必要。
⑪	「資源管理型漁業推進のための漁場環境・資源の把握と漁業者等への技術指導、情報提供」について 主な魚種の資源管理技術・種苗生産技術開発や漁海況調査等を行い、開発技術や調査データは水産行政において資源管理計画や増殖計画等に活用され、行政施策を通じて研究成果を還元してきた。	漁場環境改善は、自然環境の変化と人間活動の変化の両面性から大きく影響を受けており、漁場環境の再生のため、今後とも瀬戸内海再生に向けた取り組み、漁海況調査や新たな技術開発が必要。特に瀬戸内海における藻場、干潟等浅場の維持、修復技術開発が必要。
⑫	「地域漁業に密着した技術開発・技術指導」について 兵庫県で養殖しやすいリの新品種の育成や新たな県産ブランドである鮭の養殖技術の改善、アユ冷水病対策、コイヘルペス対策等を行い、研究成果を還元してきた。	リの色落ちや有害赤潮、アユ冷水病対策等は自然現象相手の研究であり、全ての課題が完全には解決していないため、今後ともさらなる技術開発が必要。
⑬	「水圏環境保全等に関する総合的、横断的共同研究の実施」について 人工衛星データによる農林水産水域のモニタリング手法を開発し、試験的に水産技術センターにおいて有害赤潮の発生予報に活用されている。	さらなる予報精度の向上のためには、近隣府県との協力のもと、広域予報システムの構築が必要。
⑭	「日本海海域の漁場環境、海洋資源の把握と漁場整備技術の開発」について 漁家の営漁計画に必要な日本海海域の漁場環境の把握、底曳き網漁業の漁場環境及び底魚資源と餌料生物の分布分析等を行い、研究成果を還元してきた。	但馬の漁業者の漁場は、山口県から京都府まで広範囲にまたがっており、日本海西部地域における漁海況情報システムの構築を目指した、近隣府県と連携した漁場環境の把握が必要。
⑮	「水産加工利用技術の開発、技術指導情報提供」について 低温と脱酸素剤を組み合せた品質保持技術の開発、水産加工のオートメーション化のための各種加工機器の開発など研究成果を還元してきた。	食の安全・安心に加え、旨み、栄養成分保持にも配慮した水産加工品に関する技術開発の要望が強まっており、産地競争に打ち勝つためブランド水産加工品の開発が必要。
⑯	「日本海固有冷水(深層水)の利用に関する総合的、横断的研究の実施」について 但馬深層水に関する成分調査、境界面の季節変動等の基礎データ把握等、また地域特産加工品への利用可能性を検討した。	取水コストが高く、商業ベースでの利用見込みが立っていないため、平成16年度の中間内部評価を経て本研究は中止した。
⑰	「主な廃止事業」について 既存業務見直しにより研究課題等65件は計画通り全て廃止した。	—

④	<p>「主な新規事業」について 新たな業務として計画した研究課題66件中、 計画通り実施したのは46件、4件は2件に 統合して実施、7件は当初計画外の課題と総 合して実施、9件は実施しなかった。また、 普及指導11件は全て実施した。</p>	<p>毎年の重要施策に対応して研究課題等を組み 替える必要が生じてきており、中期計画策定 時の今後5年間の研究課題をそのまま実施す ることは困難である。実際の研究実施に当つ ては、評価システムに基づき、毎年度評価を行い、 柔軟かつ効果的な研究を行うことが重要。</p>
⑤	<p>「組織統合再編による研究マネジメント機能の強 化」について 担当部長制により、従来、対応が困難であつた農林水産分野横断的な行政ニーズに効率的 に対応することができた。 また、研究課題の設定、課題評価、進行管理 について、部長(企画調整・プロジェクト担当) が中心になり、試験研究推進会議等で調整を 行うなど企画調整機能が強化された。</p>	<p>限られた人員、予算のため、特に知的財産関 係の調整事務で問題の生じることが多い。 また、一般財源が減少する中、より効率的、 効果的な研究実施のためには、独立行政法人 試験研究機関や他府県の試験研究機関、民間 との共同研究の推進が必要。</p>
⑥	<p>「研究と普及活動が相互に連携した総合技術 情報サービス機能の強化」について 部長(普及担当)が中心になり、研究と普及との 連携を図っており、その結果、農業改良普 及センター等を通じて生産現場への技術移転が 実施され、県民から高い評価を受けている。 また、研究課題の設定にあたり、現場ニーズ をよく踏えた部長(普及担当)が調整案を作 成することにより、現場ニーズに即した研究実 施へ向けて貢献しており、連携した総合技術 情報サービス機能は強化された。</p>	<p>行政との連携が十分でない面があり、現場が 求める迅速な研究成果の現地普及には行政、 普及、研究がより一体となった推進が必要。</p>
⑦	<p>「全県的、横断的な研究機能を集約するとともに、 産地特性等を考慮した機動的な研究体制の整備」について 全県的な課題については、本所に集約するこ とににより、効率的に対応できた。 分野横断的な課題への対応は、担当部長制に より、従来、対応が困難であった農林水産分 野横断的な行政ニーズに効率的に対応でき た。また、産地特性等を考慮した機動的な研究 体制については、県北地域、県南地域のそれぞ れの気候風土に適した作物の栽培技術の開 発等について北部農業技術センター、淡路農業技 術センターで実施することにより、より現場に適 した機動的な研究ができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入の増加や産地間競争の激化により、競 争に打ち勝つ農産物の育成に関する技術開 発が一層必要。</li> <li>・技術移転のスピードアップのため、産地を巻き 込んだ形での実証試験を積極的に実施する ことが必要。</li> <li>・但馬牛に係る現場後代検定の北部農業技術 センターへの集約化については、畜舎スペース等 の関係から実施できていない。</li> </ul>
⑧	<p>「組織統合の主な内容に記載している事項」 について <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係 6 試験研究機関は統合され 「農林水産技術総合センター」に再編された。</li> <li>・企画調整担当部長を設置し、研究マネジメント 機能は強化した。</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・但馬牛に関する本所と北部農業技術センター の業務分担の見直しへは引き継ぎ実施が必要。</li> <li>・統合再編により企画調整部門の充実を図つ たが、知的財産関係の専門知識等が不足し ている。県有知的財産の創出・活用体制の 整備が必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産環境担当部長を設置し、環境関連研究部門を一元化した。</li> <li>・北部農業技術センター及び淡路農業技術センターを産地特性等を考慮した実証的な研究部門として再編した。</li> <li>・但馬牛に関する業務分担の見直しについては、現場後代検定の北部農業技術センターへの集約が畜舎スペースの不足で実施できていない。</li> <li>・普及担当部長を設置し、普及指導業務の一元的対応を図った。</li> <li>・6試験研究機関の庶務、経理業務を本所に集約し、効率的な運営体制とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務機能の集約により、隔地事務所(支所)の管理業務について、職員引継ぎ時などの事務の円滑化や本所決裁に伴う所要経費、時間の効率化が必要。</li> </ul>
⑤③	<p>(生科研)  「生活の安全・安心を高める試験研究の推進」について  県民との共同研究ではもちろん、自主研究においても、常に県民のニーズを考慮し、「安全で快適な暮らし」の実現を念頭に置いて、テーマの選定を行っている。  さらに、テーマ選定までの過程では、有識者による生活科学研究所運営委員会や研究課題等評価調整会議による精査を行い、今日的な課題解決によりふさわしい研究だけに絞り込んでいる。  また、苦情原因究明試験は、商品テスト報告書として依頼センターに送付し、消費者被害の救済に活用するとともに、商品に問題がある場合は関係業界への改善措置を要請するなど拡大防止に資した。ただ、苦情原因の究明には幅広い知識と高度な技術、豊富な経験を要することに加え、苦情原因究明試験はあらかじめ内容、時期の予定が立てられないため、機器や設備の維持・調整に手間取り、相談者の期待に応えられないケースも生じている。  苦情原因究明試験については、消費者基本法に照らしても県の重要な使命であり、積極的に取組む必要があり、その意味で過去5年間の処理件数としては十分とはいえないが、一定の成果はあったものと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当研究所の試験研究の守備範囲は衣・食・住・雑貨品・電気製品など多岐に渡り、試験技術や試験機器も多様なものが要求されるとともに、職員にも幅広い知識で、学際的にホールラウンドで業務に取り組むことが要求される。このため、各職員の専門分野に限ることなく、幅広い分野の研究を実施する体制づくりを進めることが必要。</li> <li>・苦情原因究明試験は不意に寄せられることから、日頃の設備や機器の整備が重要。</li> <li>・施設・設備、試験機器の老朽化等が目立ち、また、それぞれの職員の専門分野が限られることから必ずしも県民が求める試験研究が実施できないケースがある。県民のニーズを的確に把握したうえ、ニーズの高い試験研究及び苦情原因の究明に不可欠な機器等を順次整備することが必要。</li> </ul>
⑤④	<p>「県民生活に密着した課題に関する情報の収集・提供」について  県民が商品テスト情報等を利用しやすくするため、全国の消費生活センター及び国公立、民間試験研究機関、大学などが実施した商品テスト情報や文献情報を随時入力し、研究所のホームページで検索できるようデータベース化しており、一定の成果はあった。  また、調査試験研究や苦情原因究明試験の結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品テスト情報を充実するには、全国の各機関、大学などが行った商品テスト情報を収集・分析し、インデックスを作成して「全国商品テスト・調査・研究情報」に入力する必要があるが、研究所の限られた人員の中で数多くの情報を分析・入力するには時間も労力も要するため「安全・安心に関わるテスト情報」を優先的に入力するなど、県民ニーズにあった検索しやすいデータベース化に努めることが重</li> </ul>

	<p>果については、インターネットや県広報誌等を活用し、県民に広く情報を提供するとともに、研究完了後は速やかに記者発表を行い、新聞、テレビなどのメディアに数多く取り上げられ、一定の成果はあった。</p>	<p>要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究結果をより多くの県民に情報提供するためには、CATV やミニコミ誌等県民に身近な広報媒体を活用することが必要。</li> </ul>
(55)	<p>「研究所施設等の県民への開放」について 「開かれた試験研究施設」として、県民参加型のセミナーを多数開催し、セミナー修了生グループとの共同研究等を実施しており、県民の参加という点では、一定の成果はあった。しかしながら、限られた人員や施設や設備・機器の老朽化等の制約もあり、県民からの新しいニーズに応えられない側面も顕在化してきており、県民の参画と協働による調整・研究を行うための体制整備を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「開かれた試験研究施設」として、子供から高齢者まで、さらに多くの県民がハート・ソフト両面から暮らしに関する科学を楽しく学べるよう機能を整備することが必要。</li> <li>・消費者団体・グループなどとの連携による調査・試験研究の実施とそれに基づく設備・機器の更新、研究指導員等の人員の充実を図ることが必要。</li> </ul>
(56)	<p>「主な新規事業」について 新たな業務として計画した研究課題3件、普及指導1件はいずれも実施している。</p>	—
(57)	<p>(まち工研) 「すべての人にやさしいまちづくり推進のための生活空間に関する研究」について 研究開発した歩車道境界縁石パックは県の道路整備の標準仕様となったほか、音響式信号機の調査、実験結果については、兵庫県警に提示し、県内の音響式信号機の改修の一定の基準として活用されている。また、住宅に関する研究についても、県・市町の住宅改修研究で活用されるなど「すべての人にやさしいまちづくり」を実現するための研究開発として、一般県民の理解を得られる形で一定の成果をあげることができた。</p>	<p>年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらずなく、県民だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を發揮して元気に活動できる「エバーサル社会」の実現に向けた研究開発が求められている。 そのため、福祉のまちづくりの主な対象であった障害のある方、高齢者に加え、子ども連れや妊婦、外国人などニーズの多様化、高度化等への対応が必要。</p>
(58)	<p>「企業・大学等の研究機関との交流の推進」について 高齢者対応型義足システムや高齢者・障害者用緊急連絡システムの開発などについては、産学官連携した共同研究事業として研究が進められ、一定の成果を挙げている。 また、実践的かつ応用的な研究を進めるために、企業から派遣職員や大学院生等の非常勤研究員としての受け入れも制度化しているほか、大学等からの研修生の受け入れも行っており、人的な交流も進めている。 さらに、企業や大学、研究機関からなる「ひょうごアシテック研究会」や「日本福祉のまちづくり学会関西支部」の事務局として、勉強会の開催や通信誌の発行などを通じて、情報の交換などを進めており、外部機関との交流は、</p>	<p>県民だれもが安心して暮らし、元気に活動できる「エバーサル社会」の実現のためには、多様な人々のニーズに対応していくことが必要であり、これまで以上に様々な機関との情報の共有化を進めていくとともに、様々な分野に対応できる人材の確保、柔軟な研究体制の確立が必要。</p>

	より一層、進んでいるものと考える。	
⑤	「福祉現場の今日的課題についての工学的視点からの研究開発」について 「高齢者・障害者の移動機器の最適処方にに関する研究開発」「高齢下肢切断者用義足歩行訓練装置の開発」「メトロニクスを導入した短下肢装具の開発研究」をはじめとして、福祉現場が抱えている大きな今日的課題「病院・施設利用者及び住宅要介護者の安全の確保を支援する機器、システム研究開発」に取り組んだ。当研究所では、総合リハビリテーションセンター内に所在するという立地条件を十分に活かし、中央病院をはじめとして、障害者、特別養護老人施設など、関連施設の利用当事者から高度化、複雑化したニーズをダイレクトに受け取り、研究開発を進めてきている。	だれもが主体的に参加・参画できる社会を実現するためには、様々な当事者の多様化するハザードに対する意見を十分に踏まえながら、研究開発を進めて行く必要があり、当研究所の現在の好環境に甘んじることなく、他の関連施設と積極的に連携、交流を図り、より一層、県民ニーズを満足できる製品開発を進めていくことが必要。
⑥	「主な新規事業」について 新たな業務として計画した研究課題12件、普及指導1件はいずれも実施した。	
⑦	(新たな仕組みの導入) 「「兵庫県科学技術会議・評価委員会」を外部評価の実施機関として位置づけ、全庁的な研究課題や業務について評価を行う」について研究評価システムにおいて、外部評価の1実施機関として「科学技術会議・評価委員会」を位置づけている。 部局横断的研究1件(農林水産業の副産物、廃棄物の炭化による各種資源利用法の開発)について事前評価を受けた。	評価システムの中における役割は明確に位置づけられたが、評価委員会からの意見を各機関に積極的にフィードバックすることが必要。
⑧	「試験研究や普及指導等の業務につき継続的定期的評価を行うと共に試験研究機関の運営全般を対象とした機関評価を行う仕組みを構築し、外部評価を導入するとともに評価結果の公表を行う」について ・外部評価と内部評価を組みあわせた重層的な評価を、研究内容に応じ、事前・中間・事後の各段階で体系的に評価するシステムを構築した。ただし、(生科研)及び(まち工研)は、既存の運営委員会(生活科学研究所運営委員会、福祉のまちづくり工学研究所企画運営委員会)を活用し、研究評価システムに準じた形で評価を行っている。 ・「部局横断的研究」及び「県の重要な政策と密接に関連する研究」については科学技術会議・評価委員会、「主要研究」については各機関ごとの外部評価専門委員会において外部評価を行うシステムを導入。	・外部評価を経て各機関で実施した研究等の結果や課題等について府内(行政トップを含む)での情報共有が十分でない。行政トップ並びに実務レベルでのフォローアップが必要。 ・事前・中間・事後の各段階での評価を行っているが、事業終了後のフォローアップが十分でない。 ・内部評価については、対象課題が多いこともあり、提案課題に対する十分な審議やアドバイスができない場合もある。予算規模・事業の性質(研究、普及指導、試験分析)に応じた評価方法の見直しが必要。 ・科学振興担当のホームページのみで公表されており、県民が評価結果をアクセスする機会が少ない。 ・現行の公表内容だけでは、テーマ名、評価の理由、提案機関へのアドバイス等のみが公表されているので、研究内容の詳細が分から

	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、外部評価の対象とはならない小規模研究、普及指導、試験分析を含め、全課題について内部評価を実施するシステムとなっている。</li> <li>外部評価結果、研究課題名、採択に至った理由・考え方、提案機関へのアドバイスを科学振興担当ホームページ上に公表している。</li> </ul>	ない。知財に配慮したうえでわかりやすい形での研究概要の公表が必要。
⑬	<p>「試験研究機関に研究マネジメント部門を設置・充実する」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関とも企画調整部門を設置・充実し、共同研究プロジェクトの対内外の調整、研究課題等の評価、進行管理、知的財産の管理、職務発明審査会の運営等を実施している。また、各機関とも研究企画調整のための協議体制として研究課題等評価調整会議を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネジメント機能に対する予算面での裏付けがない。所長裁量的な予算の確保が必要。</li> <li>公募型プロジェクトの中核機関(管理法人)となることでマネジメント機能の強化につながると期待できるが、県の予算上の問題から、実態としてセンターが管理法人にはなり難く、研究プロジェクトのリーダーになるのも困難である。プロジェクト管理法人機能発揮のための体制整備が必要(研究コーディネーター、支援スタッフの確保)</li> <li>研究の実施、評価と成果の創出・還元のための調整の組織が整備されているが、具体的かつ顕著な成果事例を輩出していくことはまだこれから段階。</li> <li>とりわけ、ユーザニーズに対応した研究課題の設定及び実施、成果還元を図るためにユーザニーズのフィードバックを可能にする体制整備が必要。</li> </ul>
⑭	「柔軟な研究予算制度の導入」について 部局横断プロジェクトの研究実施にあたり、既存予算とは別枠を科学振興課で確保した。	部局横断プロジェクトの研究実施にあたっては、複数年度の予算確保や年度をまたいだ予算執行が可能な制度・仕組みの導入が必要。
⑮	<p>「国・関係機関との外部資金の積極的導入を図る」について</p> <p>(工技C)(農技C)では、関係機関とも連携の上、国等の競争的資金(地域コンソーシアム事業、農林水産研究高度化事業等)、兵庫県COEプログラム等に積極的に応募しており、獲得件数、金額とも着実に増加している。</p> <p>また、(工技C)では、共同研究を通じた企業等からの外部資金も増加している。</p> <p>ただし、(生科研)においては、獲得できる資金の種類が少ないこともあり、外部資金の導入が進んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学、独法、公設試験研究機関の外部資金導入のための取組みが活発化し、競争が激化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた予算のため、コンソーシアム等での中核機関(管理法人)となり難く、実質的には研究の中心になってる場合も再委託先としてしか参加できない。コンソーシアム形成支援機能の充実・強化が必要。</li> <li>競争的資金等外部資金に対しても節減枠が適用され、その分を他の既定予算で捻出する必要があるために、外部資金の大幅な獲得は、逆に機関内の研究予算を圧迫する面もある。節減対象から除外するなど予算執行体制の改善が必要。</li> </ul>
⑯	「地域の研究資源の効率的活用の観点から、大学・国・民間との連携・協力の下にプロジェクト型研究への参画など新しい研究システムを導入する」について	各機関とも連携については、まだ初期段階であり、組織的な具体的共同事業などは少ない状況にある。特に大学との連携は大学教官と研究員との個別の連携にとどまって

	<p>研究実施にあたって、概ね各機関とも大学との連携は図れつつあるが、機関によっては、業務の特性から連携が不十分などころもある（例えば（生科研）や（健環研）においては、その業務の中立性から民間企業との連携は十分に行われていない。）。また、概ね各機関ともプロジェクト型研究に積極的に参加している。</p>	<p>いる。連携協力協定締結等による大学との組織的連携の推進が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の機関が中心であるプロジェクトに参画し、分担課題を限定的に分担するだけでは、機関の独自技術、中核技術の育成への寄与が困難である。コンソーシアム形成支援機能の充実・強化が必要。</li> </ul>
⑥7	<p>「研究を柔軟かつ計画的に実施するため、機動的・弾力的な組織体制等の導入を図る」について 各機関とも研究マネジメントを行う部門を整備充実し、部門横断的・弾力的に研究を実施している。例えば、次のとおりである。</p> <p>(工技 C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当部長制を導入し、特に県として重点的に育成すべき産業分野の研究テーマに対応。</li> <li>プロジェクト研究チーム制の編成</li> </ul> <p>(農技 C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当部長制を導入し、分野横断的な行政ニーズに対応した研究テーマに対応。</li> <li>全県的、横断的な研究機能の集約及び産地特性等を考慮した機動的な研究体制にて実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所内の各分野にわたって連携して研究を実施しているケースが少なく、取組みが不十分である。所内研究プロジェクト制の積極的活用が必要。</li> <li>主副担当制は十分に機能せず、当該研究員以外に対応できないケースもある。主副担当制の徹底による研究体制の強化が必要。</li> <li>担当研究員が退職した場合などにおいて、十分な技術の伝承がなされていない。</li> <li>研究マネジメント部門が研究予算を重点的かつ機動的に配分するための財源的裏づけの仕組みがない。</li> <li>所長裁量的な予算の確保等が必要。</li> </ul>
⑥8	<p>「研究を総括する責任者や個別研究課題の執行責任者の明瞭化を図る」について 研究評価システムを活用し、研究目標・期間・研究責任者等を明確にし、進行管理を実施している。</p> <p>(工技 C)</p> <p>主要な研究については、研究マネジメントコード・ネット会議等によりトップの進行管理を定期的に受ける。各課題について所長・次長に四半期ごとに報告する。</p> <p>(健環研)</p> <p>調査研究課題について、進捗状況(10月)及び成果状況(翌年5月)を各部長が所長に報告。</p> <p>(農技 C)</p> <p>四半期ごとに行われる所長会議等の場で、各所ごとに研究の進捗状況を報告。試験研究推進会議(所長等トップで構成)における進捗状況等の把握。</p> <p>(生科研)</p> <p>月2回の職員会議の場で各課長が各テーマについて進捗状況を報告。</p> <p>(まち工研)</p> <p>毎月の所内課長会議、所内全体会議において課別研究テーマ毎の進行管理、協議を実施。</p>	<p>個々の研究についての進行管理システムは確立しているが、研究機関全体としての進行管理が府内(行政トップを含む)で十分にチェックされていない。</p> <p>政策会議による行政トップのチェック及び県立試験研究機関・中期事業計画推進会議による実務レベルでのチェックが必要。</p>

	<p>⑯ 「職員研修を充実し、研究員のマネジメント能力、コーディネート能力等の向上を図る」について研究マネジメント・コーディネート能力の向上を目的とした全庁的な研究マネジメント研修会を次のように開催した。</p> <p>14年度：部長・研究主幹等 72名(3日間)      15年度：リーダー的役割を担う主任研究員 80名(3日間)      16年度：知的財産マネジメント 45名(2日間)      また次の外部への派遣制度を活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学研修生派遣制度の活用</li> <li>・独法等への派遣研修の実施(短期的な研修が中心)</li> <li>・民間派遣研修の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野融合化が幅広い側面で進む中、異なる試験研究機関の研究員と相互啓発の機会が必要。</li> <li>・独法等への派遣が短期的であるため、マネジメント能力の習得やネットワーク構築が十分でない。</li> <li>・独法への中長期間の派遣の実施(人脈の構築、マネジメント能力の向上、新技術分野の習得)が必要。</li> <li>・知的財産関係の知識向上が必要。</li> <li>・各機関内においてもマネジメント能力向上、意識向上の場が必要。</li> </ul>
	<p>⑰ 「他の行政、研究機関との人事交流を図るとともに一定期間様々な経験を積むことができるキャリアパスの仕組みの検討」について      次のような人事交流等を実施した。      (健環研、農技C、生科研、まち工研)では、行政部門とは定期的な人事異動等により交流を実施。      (工技C)では兼務による行政部門との人事交流(平成13年度2名/年、平成14年度以降1名/年)。      (工技C)では出張方式によるNIROでのコーディネート業務の体験(平成13年度～15年度1名/年)があるのみで、(工技C)以外ではキャリアパスの仕組みが構築されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員が削減される中、本来業務に必要な人員確保に苦慮している現状では、より積極的な派遣は困難。</li> <li>・給料表が異なることによる給与格差により行政部門との人事交流が活発に行われていない。</li> <li>・研究職給料表の弾力化や兼務制度の活用による行政部門との交流の裾野の拡大が必要。</li> <li>・他機関との人事交流は、実績が少ない上に、一方的な派遣であり、「双方向」の人事交流とはなっていない。双方向の人事交流の推進(連携大学院制度の活用等)が必要。</li> </ul>
	<p>⑱ 「外部研究員の活用、任期付研究員制度の導入、民間企業の業務に従事できる仕組みなど柔軟な採用・人事管理制度の整備」について      (工技C)では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報技術担当部長として招聘型の任期付研究員1名を登用。</li> <li>・情報技術担当研究員として若手型の任期付研究員1名を任用。</li> <li>・所長および参与に民間人材を登用。</li> <li>・現有の研究員だけでは対応が困難な技術分野について、ポスト・クラスの人材を「特別研究員」(非常勤嘱託員)として2名(毎年度)採用。</li> <li>・大学等外部研究者のシーズを導入するため客員研究員を3名(毎年度)配置(月1回程度)。</li> <li>・各分野における研究開発の推進について高い識見から助言を得るため、技術参与を6名(16年度実績)配置(月1回程度)。</li> </ul> <p>(生科研)では、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人材は任期の定めがあるため、各機関において組織としての基盤的技術の蓄積と継承、技術相談・指導への対応能力確保の観点においては、必ずしも適していない。</li> <li>・正規職員と外部人材との役割分担を明確にしたうえでの適正な採用・配置が必要。</li> <li>・任期付研究員のパーマネント化の検討が必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究専門員」(非常勤嘱託)1名を採用し、試験研究に取組んでいる。</li> </ul> <p>(まち工研)では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や大学からの常勤の特別研究員、非常勤研究員の任期制の研究員制度の導入による職員配置(16年度実績各々2名、7名)。</li> </ul> <p>(健環研)(農技C)では任期付き研究員はじめ外部人材の活用が進んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究員が民間企業の業務に従事できる仕組みは整備されたが実績はない。</li> </ul>	
⑫	<p>「研究員の業務経験等に応じた評価を行う」について</p> <p>行政サービス期間としての役割に対応して研究のみならず、普及指導やコーディネイト等の業務経験を適正に評価する仕組みとして研究職昇任審査会調書様式を改善し普及指導、コーディネート業務等の実績一覧を記載することにした。</p>	<p>行政からの依頼分析業務や技術指導業務などは、多大な労力を要するものであるが、研究員の評価に繋がりにくい面がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究職昇任審査会調書様式が改善されて間もないことから、当面の間は現行調書にて評価を継続して、問題点があれば更なる改善を検討する。</li> </ul>
⑬	<p>「技術相談、普及活動の充実、研究成果の提供、公表」について</p> <p>技術相談、普及活動は例えば次のように取組んでいる。</p> <p>(工技C)様々な相談・指導業務の展開</p> <p>総合相談窓口(ハートカ)、技術相談員、移動工業技術センター、集中企業訪問、R&amp;D支援アッポシステムなど</p> <p>(農技C)本所に部長(普及担当)を設置。専門技術員や普及センターと一体となった普及指導を展開</p> <p>(健環研)行政部门、民間分析機関に対する技術支援・指導・相談、情報提供</p> <p>また、研究成果の提供公表は次のようにホームページや広報誌を通じたPPのほか、施設の一般公開等に取組んでいる。</p> <p>(工技C)ホームページによる技術情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期刊行物の発行(Hint to Hint等)・テクニピア(研究成果発表会)開催</li> </ul> <p>(農技C)「ひょうごの農業技術」などの刊行物の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「最近の主な研究成果—特選集—」(最近10年間の研究成果)</li> </ul> <p>(健環研)感染症情報や花粉情報の発信(ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会誌や学会を通じた公表、研究セミナーの開催(年1回)</li> </ul> <p>(生科研)商品テスト情報等の収集やホームページへの掲載の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県広報誌やホームページ、新聞、テレビ等を通じた情報発信</li> </ul> <p>(まち工研)一般県民や業界を対象とした情</p>	<p>(工技C)マハーワーと予算の制約上、移動工業技術センターや集中企業訪問などを県下全域で実施するに至っていない。</p> <p>(農技C)速やかな技術移転のためには、研究開始時からユーザーと行政と一体となった取組が必要であるが、課題によっては十分でない。</p> <p>(健環研)一般県民に対する普及活動が不十分。扱っている内容が専門的であることもあって、十分に県民に理解されていない面がある。</p>

報発信・普及啓発		
(74)	<p>「公民の役割分担の視点に立って、試験分析業務は原則として外部化する」について見直しにより外部化すべきとされた試験分析212事業のうち、207事業が計画どおり外部化のため廃止。</p> <p>残り5事業(工技C)は、地域産業振興の観点から、県の機関による試験分析を強く地元産業界から要望されたため、対象を限定して事業を継続。なお、機器が老朽化し、ニーズがない5事業を廃止したため、トータルで212事業を外部化。</p> <p>(工技C)では、民間委託を円滑に行うため、「兵庫県・分析機関連絡協議会」(31機関参画)を設立。</p>	<p>法定検査においても、指定検査機関による対応が可能な場合が増えつつあり、本当に県の機関で試験分析するべきか検討が必要。</p> <p>(工技C)依頼試験の減少により、企業との意見交換の場が減少。本県企業が他府県の公設試を利用しているケースもある。</p> <p>(健環研)「(健環研) - (財)ひょうご環境創造協会 - 民間企業」3者 の役割分担の明確化が必要。</p>
(75)	<p>「研究成果の商品化や企業化など実用化を促進する業務においては、専門機関の活用を図る」について</p> <p>(工技C)以外の機関では、専門機関の活用は進んでいない。</p> <p>(工技C)では、(財)ひょうご産業活性化センターの経営相談、新事業創出支援等のほか、27機関が参画する「中小企業支援ネットひょうご」(平成15年4月設置)を活用し、企業支援を実施。</p> <p>(工技C)が保有する特許権等について、NIRO技術移転センターの活動と連携を図り、中小企業等への技術移転に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究を通じての商品化やマーケティング手法・ノウハウ習得が必要。</li> </ul>
(76)	<p>「自律的な業務運営手法の導入や試験研究業務の財団等への移管等により、効果的な業務執行を推進するエージェンシー化の導入可能性の研究を行う」について</p> <p>国の独立行政法人研究機関の状況等を調査し、合せて地方独立行政法人化の可能性について、行財政構造改革推進方策の運営会議の中で検討し、拙速な制度化はしないことの結論を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方独立行政法人制度の活用については、コスト増(初期投資、ランニングコスト)等の問題点に加え、国と比べ、各機関の持つ使命・役割、規模や体制が大きく異なることによる課題等も多い。</li> <li>制度のメリット・デメリットを見極め、また今後行われる国の研究機関の中期目標にかかる評価・検証も踏まえながら、慎重に検討する。</li> </ul>

### 3. 第1期中期事業計画の検証から指摘された課題等に対する意見

上記の第1期中期事業計画の達成状況に対する自己検証結果と今後の課題等を検討した結果、各試験研究機関共相当尽力され、第1期中期事業計画はほぼ計画通りに達成されているものと思われる。

一方、この自己検証結果、指摘された課題も多い。以下、これら課題のうち特に重要度が高いと思われるもの等につき取上げ、包括外部監査人の意見を述べる。

#### ①人員、人材不足に対する対応について

第1期中期計画では、人員の見直しは業務の見直しを踏えつつ進めるとして、取り組まれた結果、工業技術センター、農林水産技術総合センター、健康環境科学研究センターの3機関では近年、職員数が大幅に減少している。これは、県の行財政構造改革の影響によるところが大であり、退職者が補充されないままになっているためである。この結果、次のような重大な問題が生じてきている。

- ・退職者がでても補充されない結果、多くの機関で研究者の年齢構成が高年齢に偏っている。組織活性化のためにも、技術、知識、経験を機関として蓄積、伝承し、技術相談、指導への対応能力確保のためには、部門毎の適正な年齢構成が必要である。

(共通)

- ・若年研究員の不足、情報技術分野・バイオ分野の人材不足など人材確保は必要である。(工業技術センター)
- ・団塊世代の大幅な退職に伴う後継者への技術伝承対策への取組みが必要である。(工業技術センター)
- ・機械金属・繊維・皮革の3支援センターは単独機関として、これ以上人員削減が困難になっている。特に繊維・皮革など専門的、現場・臨床的な技術ニーズへの幅広い対応等について、業界の求めるレベルを維持することが次第に困難になってきている。(工業技術センター)

このような事情は、工業技術センターのみならず、農林水産技術総合センターでも健康環境科学研究センターでも同様である。

所要人員については、県立試験研究機関として対応すべき業務内容、業務量を明確にし、長期的視野に立って計画的に人材の育成、知識と経験の継承を行うために必要な人材、人員を計画するというのが、本来あるべきかたちである。しかし、現実は業務の見直しに対応した効率的な人員配置が進んでいるというよりもむしろ人員の減少に応じて、業務を見直ししているというのが実情である。現有している人材、人員をベースに、優先業務を割

当てるというかたちになっている。このため、退職者に対応する人員が補充されないままになっているという面が強い。このような状況が続くと、県立試験研究機関の存在意義そのものが問題視されることになる。県立の試験研究機関として対応すべき業務内容を明確にし、長期的な視野に立って計画的にこれを実行するに必要な人材、人員を確保すべく計画を立てるという考え方が必要である。

### ②人材の育成・活性化について

第1期中期事業計画では、人材の育成・活性化のため、・職員研修の充実、・柔軟な任用・人事管理制度の導入、・研究員の業務経験等に応じた評価の推進を掲げられていた。この計画に従い職員研修については平成14年度 部長・研究主幹クラス72名対象(3日間)、平成15年度 チームリーダークラス80名対象(3日間)、平成16年度 研究員・事務担当者等45名対象(2日間)に実施されているが、平成17年度は実施されていない。この結果、平成13年度から平成17年度の5年間で、1名当たり1回行なわれた程度である。これで十分かどうか疑問の残るところである。また独立行政法人等への派遣研修も短期間であり、効果が十分でない。

柔軟な任用・人事管理制度の導入については、行政部門との人事異動による交流は実施されたものの、行政職と研究職の給料表の違い等によるネックにより、人事交流は十分でない。また外部研究員の活用、任期付研究員制度の導入等についても、工業技術センター、福祉のまちづくり工学研究所で若干試みられているものの、まだ限定的である。

研究員の業務経験等に応じた評価の推進については、研究職昇任審査調書に普及指導、コーディネイト業務の実績一覧を加えたことにとどまっている。

このように人事の育成、活性化については、計画した成果は十分上っていない。マネジメント、知的財産関係の各種研修の充実、企業、大学、独立行政法人等との人事交流の推進を図ると共に、任期付研究員制度の拡充、非常勤嘱託等外部の専門的な知識を有する人材を積極的に活用する工夫が必要である。

### ③地方独立行政法人化の検討について

国の試験研究機関は平成13年度以降その大部分が独立行政法人に移行している。また、県の試験研究機関についても、地方独立行政法人法が平成16年4月1日より施行され、地方独立行政法人に移行することが出来るよう制度化されている。

この地方独立行政法人は地方公共団体の組織と別組織ならではの利点を活かし、サービス提供手法の自由度をできるだけ高めながら効率的・効果的に事業を執行しうる新しい仕組みであるといわれている。

地方独立行政法人法第2条（定義）において「「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的・効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人をいう」と定められている。

この地方独立行政法人化制度の利点としては次の点が上げられている。

- (イ) 法人格について設立団体とは別の法人格を有する法人による事業実施により、経営責任のより一層の明確化、地方自治法の枠組みから外れることによる事業執行の弾力化が図られる。
- (ロ) 法人の理事長の権限は、定員管理や年度の予算の作成についてより一層広範な権限を有し、業務執行をより柔軟に行うことができる。特に人事・給与制度の独自性を発揮する余地が拡大し、機動的、戦略的な人事配置が可能となる。
- (ハ) 中期計画の策定が義務づけられ、中期的視点に立った計画的経営が行われ、住民等に対し、経営の目標、方針がより明確になる。
- (二) 第三者機関である評価委員会による業績評価を受けなければならず、業務改善へのインセンティブが働くことが期待される。
- (ホ) 予算が中期計画の中で定められることにより予算単年度主義が大幅に緩和される。運営交付金の使途は、法人の判断で弾力的に使用でき、法人の経営努力により生じた剩余金は予め認められた範囲内で法人が使用できる。
- (ヘ) 会計は企業会計原則をベースとした財務諸表となり、法人は毎事業年度財務諸表を作成、公表しなければならず、これに外部の専門家による会計監査が義務付けられ、住民等の法人業務に対する信頼性の向上が期待される。
- (ト) 地方自治法を離れた制度設計、長期契約等の活用により経営の弾力化が図られる。

一方、欠点としては次の点が上げられている。

- (イ) 独自財源の確保を目的とし、知的財産権の取得や競争的研究資金の獲得とか採算性を重視した研究に傾注し、本来の目的である県民ニーズから離れた分野に業務がシフトし、かえって、行政サービスの低下をもたらす惧れがある。
- (ロ) 環境や健康分野における危機管理業務は県の所管部や健康福祉事務所、市町職員などの行政機関に対する情報提供が主要業務であり、料金の徴収とか採算性とか剩余金の多寡で評価することは適当でない。

(ハ)独立行政法人化すると、その設立当初のコスト負担並びにその後の管理業務にかかるランニングコストも相応に必要とするため、その規模が小さいとかえって不経済になる。

県でも試験研究機関の地方独立行政法人化の当否について、行財政構造改革推進方策の運営会議において検討されたとのことであり、初期投資やランニングコストの問題点及び国に比べ各試験研究機関の持つ役割や規模の違いから課題も多いため、地方独立行政法人制度のメリット・デメリットを見極め、また独立行政法人化された国の研究機関の評価・検証を踏まえながら、慎重に検討していくとの結論を出されたとのことである。

しかしながら、平成18年4月1日付で東京都では産業技術研究センターを、岩手県では工業技術センターを地方独立行政法人化しているなど事例も出てきている。

また次のような課題の解決の為には、産業系試験研究機関（工業技術センター、農林水産技術総合センター）の独法化は有効であると考えられる。

- ・設備投資を含めた計数的な短期及び中期事業計画が作成されていない。
- ・試験研究機関で使用している土地、建物、試験研究設備、器具等の投資額、減価償却額がわかりにくく、試験研究機関に係るコストが把握しにくい。
- ・予算の機動的、弾力的な運用の仕組みが必要である。
- ・長期的視野に立って計画的に人材の育成、知識と経験の継承のための人材・人員計画が策定されていない。
- ・原価管理が制度的に実施されていない。
- ・柔軟な任用・人事管理制度の導入の必要がある。
- ・薬品類、試験研究設備・器具等は簿外となっていることから、その管理が的確に出来ていない。

産業系試験研究機関については、独立行政法人へ移行した国及び他府県の試験研究機関の成果をよく調査し、かつ県における地方独立行政法人化の利点欠点を見極め、有識者等の意見も聞きながら、その組織の統合も含め、地方独立行政法人化を再検討することが必要と思われる。

#### ④ユーザーニーズに直結した技術の研究について

第1期中期事業計画では、県民等のニーズに直結する技術の実用化を目的とした応用研究・実証試験等に重点的に取り組まれた。例えば、工業技術センターでは「ユーザーである県下の中小企業との共同研究等を通じて、直接、技術移転を行っており、この共同研究

の契約件数は平成11年度に40件であったものが、平成16年度で82件（契約金額3,097万円）、平成17年度では96件（契約金額4,107万円）に達しており、製品化実用化されたものも多い」とのことである。

農林水産技術総合センターでは、「研究課題の取組みが終了し、現場に対し普及が可能となった新技術を毎年度10数件普及に移している。これまで普及に移した新技術の具体的な事例として、平成14年度「丹波黒大豆エダマメの食べ頃が一目で分かるスケール作成」平成15年度「黄色蛍光灯によるハイマダラメイガの被害抑制」平成16年度「県北部コシヒカリにおける乳白粒発生抑制による品質向上」などは、いずれも生産者段階における問題解決にとどまらず、生産物の品質確保による食味の向上や農薬散布の減量による安全性向上につながる技術である」とのことである。

健康環境科学研究所では、「水道法水質基準改正にともなう臭素酸・ホルムアルデヒド・シアンなどの新規項目に伴う分析技術、PCRを用いた腸管出血性大腸菌O157産生ベロ毒素検出法、地域保健活動のための疫学的手法などを健康福祉事務所担当者に技術指導した。また、新規項目の水道水質分析法は水道水質管理計画の精度管理を通して水道事業体検査機関へも研修などで技術移転を行った。環境中ダイオキシン分析法や食品中農薬の一斉分析法は学会でも高い評価を受けている。蓄積されたノウハウは食中毒の原因究明や有害化学物質の公共用水域への流出事故など健康・環境危機発生時に技術支援を行っている。また、有害化学物質の簡易検査法を健康福祉事務所や県民局環境課担当者に研究を通して技術移転した」とのことである。

しかしながら、未だ次のような課題が認識され、さらなる工夫等が必要であると判断されている。

- ・ユーザーに対応した研究課題の設定及び実施、成果還元を図るためにユーザーからくみ上げたニーズのフォローワーク体制やフィードバック体制が不十分である。（共通）
- ・ユーザーからの情報を共有し、研究課題に結びつける工夫やユーザーを試験研究に参加させるような工夫が必要である。（共通）
- ・現場が求める速やかな技術移転のためには研究開始時からユーザーと行政、普及、研究が一体となった取組みが必要である。（農林水産技術総合センター）
- ・現場から求められている技術の迅速な移転を図るため、技術開発、技術移転・普及に関与する組織が連携し、スピードアップする体制への変更が必要である。（農林水産技術総合センター）
- ・相談情報の効果的活用により更なるユーザーニーズの的確な把握が必要である。（工業技術センター）
- ・県下地域の技術ニーズやシーズを汲み上げていく機能の強化が必要である。（工業技術センター）

上記の課題が主として農林水産技術総合センターと工業技術センターで取り上げられていることから、農林水産技術総合センターと工業技術センターにおける試験研究課題に対するニーズの把握状況を検討した。

農林水産技術総合センターでは試験研究実施年度の前々年度末に、県関係機関、県内関係団体（生産者団体、消費者団体等）に対し、試験研究課題への要望、提案問題を照合している。その後の手続につき、「農林水産関係試験研究推進事務の進め方（取扱細則）」第3.（試験研究課題への要望・提案問題の調査及び取扱い）において、試験研究推進会議の各部会長は要望・提案問題に対する対応方針を部会に諮ったうえ、「試験研究要望・提案問題検討書」、「試験研究要望・提案問題検討結果取りまとめ表」を会長に提出する。会長は上記検討書及び取りまとめ表につき「試験研究推進会議（内部評価機関）」に諮ると定めている。これに基づき、平成17年度は次のようなスケジュールで試験研究課題を選定し、事前評価にかけられたとのことであった。

平成17年3月	県関係機関、県内関係団体（生産者団体、消費者団体等）から、文書により研究課題の要望、提案の受付。
平成17年4月	農林水産技術総合センターの担当者に文書で研究課題・提案について問合せ。
平成17年5月	各部で要望された研究課題への対応方針案作成。
平成17年6月	各部において要望提案に対する対応方針を検討するため、各部ごとに要望・提案問題調整会議（各部長、研究主幹の会議）を開催。
平成17年7月	関係部署で対応方針案の再調整。
平成17年8月	要望提案団体への説明と意見交換のため、要望提案団体との要望・提案問題検討会を開催。
平成17年8月～9月	研究課題として取り上げる要望・提案問題で優先順位を付けるため「試験研究推進会議」の部会を開催。
平成17年10月	農林水産技術総合センターとして次年度実施予定の研究課題を検討するため「試験研究推進会議」を開催。
平成17年10月	研究課題の内部評価を行うため「農林水産技術会議」を開催。

テーマ要望団体別にどの程度の要望提案がなされ、それがどの程度試験研究推進会議で採択されたかは次表のとおりである。